

土砂災害に備えて

万が一のときのために
対策を知っておきましょう。

■問い合わせ
自治防災課(☎581・2121内線371)

近年、集中豪雨や台風に伴う大雨により、多くの地域で土砂災害が発生しています。町内でも、この土砂災害の恐れがある区域として、193カ所が土砂災害警戒区域に、168カ所が土砂災害特別警戒区域に、県から指定を受けています(平成29年4月現在)。

土砂災害とは、がけ崩れ、土石流、地すべりのことをいい、勾配の急な山やがけ、河川のある地域に発生します。土砂災害のほとんどは、長雨や地震に起因し、突然発生します。このため、災害が発生する恐れのある区域をあらかじめ把握し、大雨などの際には早めの避難を心掛けてください。

土砂災害から身を守るために知っておきたい 3つのポイント

① 自宅周辺の危険箇所を確認

町で配布したハザードマップ等で、自宅周辺の土砂災害の恐れがある危険箇所を確認しましょう。県では、順次、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。最新の情報については、県のホームページをご確認ください。

土砂災害警戒区域 埼玉県

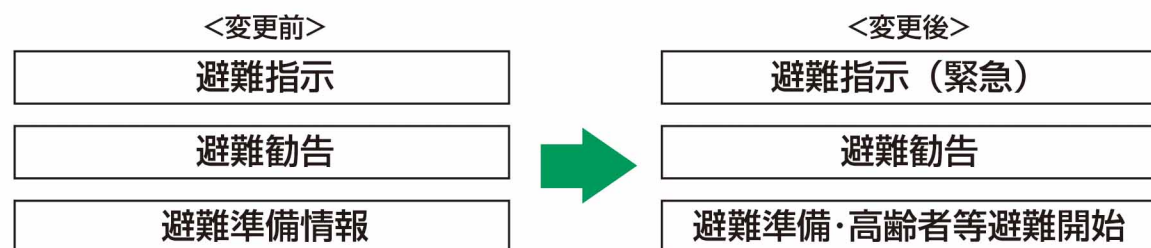
② 雨が降り始めたら情報を確認

テレビ、ラジオ、インターネット(気象庁のホームページ)やテレビのデータ放送等で気象情報を確認してください。積極的に気象情報や災害情報を集めるよう努めてください。

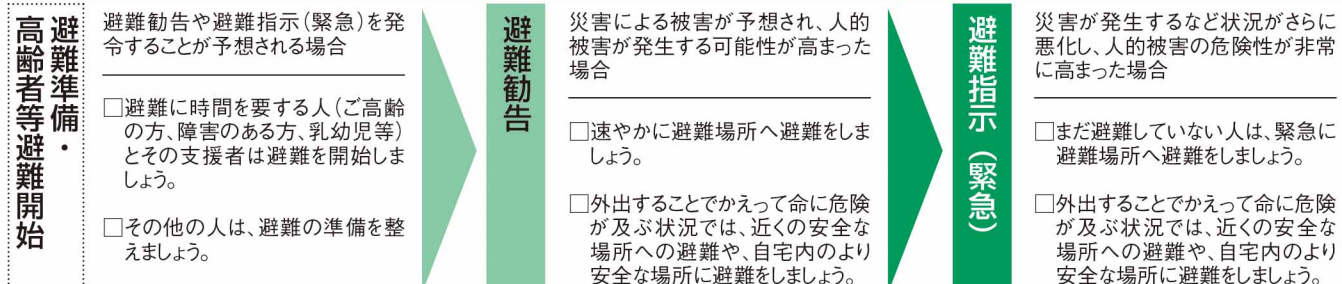
③ 豪雨になる前に早めの避難

危険を感じたら、まずは早めに自主的な避難をしてください。外への避難が危ないときは、がけと反対側の自宅の上層階へ移動し、救助を待ってください。また、状況把握のために正確な情報を入手し、町からの避難勧告等(※1)が出た場合は情報に従って避難してください。

(※1) 避難情報の名称の変更
国では、平成28年の台風での被害を受けて、避難情報の名称を次のように変更しました。今後は、町でも変更後の名称で発令しますので、取るべき行動について、再度の確認をお願いします。



発令の流れ



用語の解説

がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象

土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象

地すべり

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域

土砂災害特別警戒区域

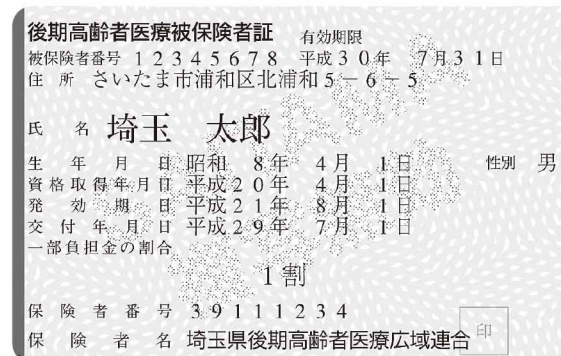
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

■問い合わせ
町民課(☎581・2121内線111)

8月1日から 被保険者証が新しくなります。

新しい後期高齢者医療被保険者証(被保険者証)を、7月中旬に簡易書留で送付します。8月1日以降に医療機関等を受診する際は、新しい被保険者証を使用してください。なお、現在お使いの古い被保険者証は、8月1日以降使用できませんので、町民課へ返却するか、ご自身で確実に処分してください。



新しい被保険者証は、左端の線が紺色です。

新しい被保険者証が届いたら 記載内容をご確認ください。

住所、氏名、生年月日、一部負担金割合などを必ず確認してください。一部負担金割合は、前年中の所得によって1割、または3割となります。

なお、3割負担に該当する方のうち、収入が一定未満の方は、申請して認められると1割負担になります。対象の方には別途案内を送付しますので、ご確認のうえ、申請してください。

保険料の納め方は 「特別徴収」と「普通徴収」があります。

保険料額を記載した納入通知書、または決定通知書を7月中旬に送付します。保険料の納め方は、原則として特別徴収となります。

特別徴収(年金からの天引き)

年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。ただし、介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が、年金額の2分の1を超える場合等は、普通徴収となります。

年6回の年金支給時に、受給額から保険料が天引きされます。

普通徴収(納入書納付または口座振替)

年金が年額18万円未満の方や、今年の4月に75歳の誕生日を迎えた方等は、普通徴収となります。納入書が送付されますので、納期限までに金融機関等で納付してください。口座振替を希望する方は、金融機関の窓口で手続きをしてください。

なお、10月から特別徴収に切り替わる場合があります。通知書の保険料額をご確認いただき、10月から特別徴収の欄に記載がある方が該当します。

※納め方を変更したい場合は、町民課へお問い合わせください。

平成29年度は 保険料の軽減措置が変わります。

一定の所得以下の方の所得割額や、被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額の軽減が、次とおり変更となります。

所得割額の軽減

■対象
「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方

平成28年度	平成29年度
5割軽減	2割軽減

均等割額の軽減

■対象
後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方

平成28年度	平成29年度
9割軽減	7割軽減

※所得割額は、引き続きかかりません。
※世帯の所得状況により、9割軽減、または8.5割軽減に該当する方は、その軽減割合が適用されます。